

**平成23年度（2011年度）第1回横須賀市情報公開審査会
「公文書公開制度の運用について（第1回）」議事録**

- ・ 日 時 平成23年4月11日（月）10:00～11:00
- ・ 場 所 横須賀市役所本庁舎3階会議室B
- ・ 出席委員 原田委員長 三浦委員 遠藤委員 千賀委員 望月委員
- ・ 事務局 行政管理課 尾澤課長 鈴木主査 清水 斉藤
- ・ 傍聴者 なし（議題（1）は公開会議として行われた。）

1 開 会

2 議 題

（1）公文書公開制度の運用について（諮問）

総務部長が原田委員長へ諮問書を手渡した。

諮問資料に基づき、事務局が諮問の経緯及び内容について説明を行った。また、配付資料に基づき、事務局が条例改正後の公文書公開制度の運用状況について報告を行った。主な説明事項は次のとおり。

- ・ 条例第7条第1号の個人に関する情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び他都市の情報公開条例に規定されている「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を加えることを検討している。
- ・ 条例第11条の諾否決定の期限に関する規定について、災害を理由とする延長措置を規定し、災害に要する事務処理が終了する合理的な期間まで延長できるよう規定することを検討している。
- ・ 条例改正後、平成21年度までは請求者数及び請求件数が減少してきたが、平成22年度には増加に転じた。また、請求者のうち法人が占める割合は増加してきており、商業目的による制度利用が増加しているものと考えられる。
- ・ 条例改正後に請求者数及び請求件数が減少したことは、手数料を導入したことによるものと考えられるが、改正条例とともに施行した「情報提供の実施に関する要綱」により、情報提供施策を充実させたことに伴い所管課窓口での情報提供が推進された結果、市内個人の請求割合が減少したとも考えられる。

<質疑応答>

（委員）カルテには一般的に氏名などが記載されているのではないか。

（事務局）カルテについては、氏名などにより特定の個人が識別される情報は非公開となるが、記載内容についても配慮する必要があると考えている。

（委員）個人識別性はないが個人の権利利益を害するおそれがある情報とはどのようなものを想定しているのか。

（事務局）匿名の作文や無記名の著作物のように、公開すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものを想定している。

（委員）一般的には、反省文の内容については氏名などの個人識別情報がないとしても個人の

権利利益を害するおそれがある情報であると考えられている。

(委員) 著作物を個人情報と捉えるのか。

(事務局) 著作物そのものを個人情報と位置付けるのではなく、個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非公開とすることを明記するものである。

(委員) 個人の人格に密接に関わる情報については、個人識別性がない場合であっても、権利利益の観点から非公開とするのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 災害を理由とする延長規定については、どのような災害の状況を想定しているのか。

(事務局) 所管課が災害に関する業務に専念しなければならないような状況を想定している。現行規定では、事務処理上困難であるとして60日までしか延長できないため、災害時における延長措置又は再延長措置の規定を設けることを検討している。

(委員) 特定事業者からの大量請求の状況はどうか。

(事務局) 手数料の導入以後、建築計画概要書の反復的な請求はなくなっているが、窓口サービス課が管理する住居表示台帳と新築届が請求を受けている。

(委員) 住居表示台帳と新築届への請求にはどのように対応しているのか。

(事務局) 特例延長をして対応している。新築届については、届出者の住所や氏名などが記載されていることから、非公開箇所の精査が求められる。

(委員) 情報提供は、所管課で行われるのか。

(事務局) 請求を受けても全部公開が明らかな文書については、所管課の窓口で写しを渡している。また、職員立会いのもと庁内の有料コピー機を利用している事例もある。

(委員長) 事務局から説明を受けたが、他に見直しが必要な点については次回の審査会にて意見を募りたい。

<各委員> 了承